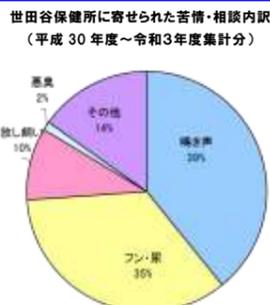


犬に関するさまざまな問題・トラブル

区には犬に関するさまざまな苦情・相談が寄せられています。飼い主は、近隣への迷惑やトラブルにならないよう、マナーとルールを守ることが必要です。どのようなことに注意を払えばよいのか確認してみましょう。



■ 散歩中のフン・尿は始末しましょう

放置されたフンは、犬を飼っていない人だけでなく、飼っている人にとっても不快です。散歩に出る前に排泄を済ませるなど、トイレのしつけに根気よくチャレンジしましょう。また、散歩の時は必ずフン処理の道具と水を入れたペットボトルを携行し、フンは必ず持ち帰りましょう。排尿してしまったら水でよく洗い流しましょう。



路上でのフンの放置は
周辺住民・他の通行人の迷惑です



他人の門扉・塀への排尿は
やめましょう

■ 悪臭と抜け毛の飛散に注意しましょう

飼い犬を外に出している場合、周辺にフンや尿の臭いが拡散したり、犬の毛が飛散したりすることがあります。飼い犬の体や犬舎は常に清潔を保ちましょう。またブラッシングする際は、抜け毛が周囲に飛散しないように配慮しましょう。

■ 鳴き声(吠え声)のしつけをしましょう

「犬が鳴くのは本能だ」、「番犬だから鳴かないと困る」という考えは、近隣の方からは理解されません。**鳴き声はしつけによってコントロールできます。**近隣の方への配慮からも、ひどく鳴かないよう犬にしつけを行いましょう。しつけが困難な場合は専門家(獣医師、訓練士)に相談しましょう。



夜間に鳴き続ける



どんな物音にも反応してしまう

こんなトラブルに発展!

実際にあった判例 ①

連日断続的に飼い犬の異常な鳴き声があるという騒音被害を訴え、向かいの共同住宅の持主及び居住者が、飼い主に1098万円の損害賠償を求めた。

判決 飼い主が飼育上の注意義務を怠ったとして、近隣居住者に財産的、精神的損害を認めた。被害者にはそれぞれ30万円の損害賠償(慰謝料)が認められた。

飼い主の責任は、犬の鳴き声にまで及んでいます。

■ リードをつけて散歩しましょう

リード(引き綱、鎖など)をつけない、または制御できない長いリード(伸びるリードなどを含む)での散歩は、他の通行人の迷惑になり、思わぬ事故(交通事故や咬傷事故)を引き起こす原因になります。散歩の時は、犬を制御できる人が必ず適切な長さのリードをつけて散歩させてください。また、犬をつなぐ場合は、玄関先や人通りの多い場所を避けましょう。



※ 放し飼いは禁止されています

「東京都動物の愛護及び管理に関する条例 第9条」で、放し飼いは禁止されています。放し飼いにした犬が原因で、刑事責任や民事責任を問われるケースも発生しています。絶対にやめましょう。

こんなトラブルに発展!

実際にあった判例 ②

犬の放し飼いが禁止されている公園内で、引き綱から放されていた犬が、自転車車を走行中の女性に衝突し、左足骨折などの大怪我を負わせた。

判決 飼い主責任は免れないとして、約82万円の損害賠償が認められた。

放し飼いは事故を起こす原因になります。

■ もしも咬傷事故が起こったら

飼い犬が人を咬んだ場合は、被害にあった方に対し、適切な応急処置をとってください。また、条例により、飼い主は保健所に咬傷事故発生届を提出し、飼い犬に、獣医師による狂犬病の疑いの有無についての検診を受けさせなければなりません。

咬傷事故が起こったら...

1. 事故発生後24時間以内に保健所に届出する。
2. 事故発生後48時間以内に狂犬病の疑いの有無について獣医師の検診を受けさせる。



■ 最後まで責任をもって飼いましょう

動物愛護管理法には、所有者の責務として終生飼養の原則が明記されており、都道府県等は終生飼養に反する引取りを拒否できます。

また、2019年の動物愛護管理法改正により、愛護動物への虐待に対する刑罰が引き上げられました。

みだりな殺傷……5年以下の懲役または500万円以下の罰金

遺棄……1年以下の懲役または100万円以下の罰金

虐待の禁止：虐待とは、動物を不必要に苦しめる行為のことをいい、殺傷する行為だけでなく、必要な世話を怠ったり、ケガや病気の治療をせず放置したり、十分なエサや水を与えない等のネグレクトも含まれます。

遺棄の禁止：飼えないからと捨てることは、飼い犬を危険にさらし、飢えや渇きなどの苦痛を与えるばかりでなく、近隣の方にも多大な迷惑をかけます。